

令和4年度

第3次会津美里町障がい者基本計画

実施状況

会津美里町

第2章 障がい者基本計画

令和4年度 障がい者基本計画 実施状況

第1節 啓発・広報（計画書P.13）

【評価】A:達成 B:継続中 C:遅延 D:未着手

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価
1.住民等への啓発・広報活動の推進	(1)障がいに対する正しい理解の普及・啓発	・障がい者が地域社会の中で安心して生活するために、すべての人が障がいや障がい者に対する正しい理解を持ち、ノーマライゼーションの浸透を図ることができるよう、学校や職場、地域において普及・啓発活動を推進します。	健康ふくし課	継続	B 秋のにぎわい祭りに合わせて「ふれあいマルシェ」を計画していたがコロナ禍により中止となった。代わりに12月の障がい者週間に合わせ町内障がい者施設のパネル展示と手話教室を開催し、障がいや障がい者への理解が深まった。
	(2)広聴活動の充実	・各種施策の内容を充実させるために、各種会合などを活用し、障がい者の視点からの意見をはじめとして広く住民の声の聴取を図ります。	健康ふくし課	継続	B 居宅介護事業所研修1件、出前講座1件の利用がありました。障がい者福祉の概要について説明し障がいや障がい者への理解を深めるとともに、居宅介護事業者や障がい者児の家族等から直接意見を聞くことができました。
	(3)広報活動の充実	□障がいについて広く理解を得るため、障がい者福祉に関する町の取組みや障がい者が中心となって行っている活動の紹介など、住民に向けた広報、周知を図ります。 □町広報紙やホームページを活用するとともに、より効果的な広報手段を検討します。	健康ふくし課	継続	B 出前講座や手話教室、パネル展示などを通し、住民に向けた広報、周知を図った。 また、町ホームページで障がい福祉の各種制度等について周知しました。
2.地域における交流活動の推進	(1)ボランティア・NPO活動への支援	・各分野におけるボランティア・NPO 団体に対して、その活動が活発で円滑に運営できるよう関係機関と連携した支援を図ります。	政策財政課	継続	B 集落支援員が、NPO法人及びボランティア団体に対して円滑で、持続的な活動ができるよう中間支援に取り組みました。また、講演会や視察研修等を実施し、情報の共有や交流を図りました。 平成31年度より「会津美里町まちづくり団体活動支援事業補助金」を創設し、自主性・継続性・自立性につながる地域活動の育成に向けた支援を行いました。今年度の申請は1件でした。
	(2)ボランティア活動の提供	・関係機関と連携して、障がい者のボランティアニーズの把握に努め、ニーズに合ったボランティアの提供が行えるよう情報提供を行います。	健康ふくし課	継続	D 障がい者のボランティアニーズの把握などについては、十分な取組ができませんでした。
	(3)地域におけるサポートづくりへの支援	・障がいのない人が障がい者と共に暮らし、支え合う意識を育み、障がい者の地域生活における応援者（サポーター）となるよう支援します。	健康ふくし課	継続	C 障がい者週間に合わせた取組などで、障がいや障がい者への理解を深める取組を行ったが、応援者（サポーター）などの制度を検討する取組などは実施できませんでした。

第2章 障がい者基本計画  
第2節 生活支援（計画書P.14）

令和4年度 障がい者基本計画 実施状況

【評価】A:達成 B:継続中 C:遅延 D:未着手

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価	
1.情報提供・相談支援の充実		障がい者が地域で安心して生活を送るために、障がい者の特性に配慮し、日々の暮らしの中で抱えている問題を把握し、必要な情報を適切に提供するとともに、「町障がい者地域自立支援協議会」を中心に、各関係機関などと連携し、適切なサービス提供に向けた相談・支援体制のネットワーク化を促進します。	健康ふくし課	新規	B	相談支援事業については、障がい者等からの相談内容が多様化・複雑化していることから、これまでの相談支援事業のほかに、地域における相談支援の中核となる機関（基幹相談支援センター）の設置について検討し、次年度に近隣6町村と共同設置できるよう協議を進めた。
2.虐待の防止		養護者などに対して適切な支援を行い、障がい者に対する虐待の防止と早期発見に努めます。	健康ふくし課	継続	B	今年度は虐待に係る通報・届出・相談が4件あり、うち1件を認定しました。相談内訳としては養護者による虐待2件、障がい者施設従事者による虐待2件です。通報等があった場合は、関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の早期発見に努めました。 また、町ホームページにて虐待の防止について周知しました。
3.差別解消・権利擁護の推進		権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進、権利擁護の推進を図るとともに、障がい理由とする差別の解消に取り組みます。	健康ふくし課	継続	B	今年度は、昨年度に保佐開始町長申立てを行った1件が保佐開始の審判を受けたほか、新たに虐待対応として成年後見町長申立てを1件行いました。 成年後見制度利用促進のための中核機関を11市町村で共同設置しました。
4.障がい福祉サービスの充実	(1) 自立支援給付の促進	・障害者総合支援法における自立支援給付について、利用者が希望するサービスが適切に提供できるよう、サービス提供の基盤の充実を図ります。	健康ふくし課	継続	B	障がいの程度や特性の確認及びニーズの聞き取りを行い、希望に沿った障がい福祉サービスの利用が出来るように関係機関と連携し、サービスの提供を行いました。
	(2) 地域生活支援事業の実施	・本町の現状に即した地域生活支援事業を構築し、障がい者が地域で生活するための支援に努めます。	健康ふくし課	継続	B	意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業を実施し、20名の登録がありました。 また、相談支援事業については、新たに9名が利用開始となりました。(1/31現在)
	(3) 障がい者福祉施設の充実	・身体障がい者(児)の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホームの整備を支援します。	健康ふくし課	新規	B	通所施設の整備について事業者からの要望が1件あったため、施設の整備について町としての意見書を付し支援を行いました。

第2章 障がい者基本計画  
第3節 生活環境（計画書P.15）

令和4年度 障がい者基本計画 実施状況

【評価】A:達成 B:継続中 C:遅延 D:未着手

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価	
1.人にやさしい施設整備の推進		ユニバーサルデザインや「福島県人にやさしいまちづくり条例」の考え方を踏まえ、すべての人が安全で快適に利用することができるよう生活者の視点に立った施設の整備に努めます。	建設水道課	継続	B	町内の生活道路及び歩道の点検・調査を行うとともに、異常箇所の修繕を行い、安全確保に努めました。
2.交通環境の整備推進		障がい者の交通機関の利用の支援や移動手段の確保を図り、社会参加を促進します。	健康ふくし課	継続	B	移動支援事業は3名の利用登録があり、屋外での移動が困難な障がい者の外出の際の移動を支援しました。人口透析が必要な障がい者が通院のために必要な経費を助成する事業を実施し、4名の利用がありました。 また、歩行が困難な障がい者等の外出を支援するため、車椅子を同乗できる軽自動車の貸し出しを行い、今年度の障がい者の利用は20件でした。 身体障がい者が運転する自動車の改造に係る経費に対する助成については、今年度の申請はありませんでした。
3.住まいと暮らしの充実	(1)住まいに関する相談支援	・障がい者の住居の確保や改善等の支援を行うため、相談機能の充実を図ります。	健康ふくし課	継続	B	自立した生活を送るためのグループホームの利用について、本人の状況やニーズを確認しながら適切に提供できるよう、相談機能の充実を図りました。
	(2)住まいの充実	・障がい者が生活しやすいように住宅の段差解消や手摺の取り付けなど住宅のバリアフリー化を推進します。	健康ふくし課	継続	B	在宅の重度の障がい者の方が、段差解消などの住環境の改修を行う場合の助成について、『障がい福祉のてびき』等で周知しました。 今年度は、相談が2件ありましたが、助成の申請には至りませんでした。
4.防災・防犯対策の推進	(1)安全で安心なまちづくりの推進	・行政や障がい者関係団体等が連携し、地域における障がい者の安全を守るための仕組みづくりを推進します。	健康ふくし課	継続	B	緊急要請や見守り等が行える緊急通報システムについて、『障がい福祉のてびき』等で周知し、利用促進を図りましたが、今年度は障がい者の新たな利用者はいませんでした。 民生児童委員や地域包括支援センター等と連携し、要支援者の把握だけでなく、見守りや安否確認等を行いました。
	(2)災害・防災等の情報提供の充実	・災害・防災などの情報確保の困難な障がい者に対して、電子メールやファックス配信等、情報通信技術を有効に活用し、適切な情報提供に努めます。	総務課	継続	B	防災情報メールによる配信やを実施しました。 また、地上波テレビのデータ放送を活用し、避難所開設状況などの災害情報を発信しました。

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価
1.充実した保育・教育		障がい児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援の充実を図るとともに、障がいの疑いのある子どもに対しても適切な対応に努めます。 また、サポートブック等を活用し、家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。	こども教育課	継続	A 教育支援委員会を開催し、特別な配慮を要する幼児、児童生徒の就学に関する調査、審査、相談などを行い、適正な就学先を判定しました。 また、個別の教育支援計画を活用し、継続的な支援体制を築きました。 さらに、医療的ケア児がその心身の状態に応じて適切な保健、医療、障害福祉、教育が受けられるよう、新鶴こども園に看護師を配置し保育を行いました。
2.指導体制の充実		障がいに対する理解と適切な指導を実施するため、町特別支援教育推進委員会を中心に、講演会や研修を通して保育士・教諭等の職員の資質向上を図ります。	こども教育課	継続	A 障がいに対する理解と適切な指導を実施するため、園内研修や校内研修等を行い、保育教諭、教職員の資質向上に努めました。
3.福祉教育の推進		学校教育の段階で児童が障がいを理解し行動できるよう、教育活動全体を通して行う道徳教育、ボランティア活動や総合的な学習の時間等で思いやりを持つこころの育成に努めます。	こども教育課	継続	A 各小中学校において、道徳の時間や総合的な学習の時間に福祉やボランティア活動について学びました。
4.療育支援体制の整備・充実		5歳児健康相談のときに、保健師、保育士、心理士、教諭が連携し、障がいの早期発見、早期対応、保護者への理解促進を図ります。 「町障がい者地域自立支援協議会」を中心として、障がい児、その家族に対する支援ネットワークを構築し、情報の共有、支援体制を推進します。	こども教育課 健康ふくし課	継続	A 5歳児発達健康相談については、各幼児施設において開催し、発達課題の早期発見と保護者の不安解消につながりました。 経過観察や要医療となった児童については、次年度の教育支援委員会で障がい児加配の必要性の有無について判定する。 町障がい者地域自立支援協議会の専門部会「こども支援部会」を3年ぶりに開催し、「切れ目のない支援」を行うための課題・解決方法について協議し課題や解決方法について協議しました。

第2章 障がい者基本計画  
第5節 雇用・就業（計画書P.17）

令和4年度 障がい者基本計画 実施状況

【評価】A:達成 B:継続中 C:遅延 D:未着手

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価
1.障がい者雇用の啓発		障がい者雇用を促進するため、企業や雇用主に対し関係機関と連携しながら、障がい者雇用への理解を求めるとともに、各種制度の周知に努めます。	健康ふくし課	継続	<p>障がいのある方の雇用に対する理解を深めるため、9月の障害者雇用支援月間について、町ホームページで周知しました。</p> <p>一般就労へ移行した方については、就労定着支援を利用することによって事業主と連携した支援を行いました。</p> <p>就労に関するサービスについて、『障がい福祉のてびき』等で情報の提供・周知を行いました。</p> <p>3年ぶりに町障がい者地域自立支援協議会「地域生活・就労支援部会」を定期的開催し、障がい者を積極的に雇用している民間企業を訪問し、障がい者雇用について理解を深めました。</p>
2.就労継続への支援		障がい者が継続して就業できるよう、関係機関と連携し、雇用環境の改善、充実や就業生活の支援に努めます。	健康ふくし課	継続	
3.職業、訓練情報等の提供		障がい者に対し、職業、訓練等について情報の提供と周知に努めます。	健康ふくし課	継続	
4.就労支援事業所の充実による就労機会の拡充		障がい者の自立を支援する就労支援事業所の充実とともに、就職と職場定着の促進を働きかけます。	健康ふくし課	継続	

第2章 障がい者基本計画

令和4年度 障がい者基本計画 実施状況

第6節 保健・医療（計画書P.18）

【評価】A:達成 B:継続中 C:遅延 D:未着手

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価
1.健康診査体制の充実		障がいの発生の予防と早期発見・早期支援を目的として、年代に応じた各健康診査等の充実を図ります。 また、適正な医療と自己管理により生活習慣の改善が図られるよう、健康診査事後指導の充実を図ります。	健康ふくし課	継続	B 新生児聴覚検査や乳幼児健診健康相談等において、疾病や発育発達の特異的な早期発見に努め、関係機関と連携を図りながら、継続支援を行いました。 18歳以上の町民を対象とした健康診査や各種がん検診を実施し、個々の結果に応じた個別指導を実施しました。特に、特定健康診査の結果に応じた個別指導として、特定保健指導や重症化(脳血管疾患・心疾患・腎不全)予防対策を進めました。
2.相談・指導の充実		子育て期の保護者の育児不安などの軽減や、虐待を未然に防ぐために、妊娠初期から相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。 また、妊娠期及び乳幼児期からの将来にむけた生活習慣病の予防及び疾病の予防や健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。さらに、機能低下防止と健康の維持・回復を目的とした健康相談、訪問指導など保健指導の充実を図ります。	健康ふくし課	継続	B 母子健康手帳発行時より、ハイリスク妊産婦等の継続支援の必要な妊産婦に対し、家庭訪問や医療機関等と連携して切れ目のない支援に努めました。 子ども家庭相談員の妊娠期からの家庭訪問により相談が必要な方に対するきめ細やかな対応をすることができました。 また、発達障がい児等の早期発見・早期支援及び保護者支援、医療に繋げるワンステップとして、心理士による子育て相談会の実施や各教室等での子育て相談等継続的に支援することで育児不安の軽減に努めました。
3.保健・医療・福祉の連携強化		障がい者に対するケアの充実を図るため、保健・医療・福祉と各関係機関の連携を強化し、継続的かつ効果的なサービスの充実を図ります。	健康ふくし課	継続	B 子どもの障がいの早期発見・早期支援のために、随時関係機関と連携し、必要時ケース会議を開催し、障がい児及びその保護者の継続的支援に努めました。
4.障がい者等の相談支援の充実		保健・医療・福祉が連携した相談・支援体制の充実を図り、安心して居宅生活できるよう支援します。	健康ふくし課	継続	B こころの健康相談を年11回開催し、本人や家族にとって、継続的に悩みを相談できる場所であり、早期治療につなげられる機会とすることができました。 また、悩んでいる人に周りの人が気づき、声をかけ話を聴く傾聴研修会を2回、こころの健康講演会を1回開催しました。

項目	内容	取組み	所管課	新規継続の別	評価
1.参加しやすい環境づくり		イベントや行事、余暇活動に参加することができるように、意思疎通支援や移動支援等のサービスを提供します。 また、社会参加が阻害されないよう合理的配慮についての啓発に努めます。	健康ふくし課	継続	B 移動支援事業、意思疎通支援事業について周知しましたが、意思疎通支援事業の今年度の利用はありませんでした。 移動支援事業については3名が登録・利用がありました。
2.主体的な活動の支援		障がい者が主体的な活動が出来るようサービスの提供と充実を図り、サービス内容の情報提供に努めます。 また、必要な情報を得ることができるよう、相談支援体制の整備に努めます。	健康ふくし課	継続	B 利用者のニーズに沿った情報の提供及びサービスの提供に努めました。 日中、創作活動や地域交流の機会を提供する地域活動支援センターの利用については、5名が登録し、3名が利用しています。 社会活動への参加を促進するための自動車運転免許の取得に要する費用助成の申請はありませんでした。
3.障がい者を支える活動の支援		障がい者を支える家族や団体等の活動が、社会参加の促進につながるよう、活動を積極的に支援します。	健康ふくし課	継続	C 障がい者の家族等で構成される団体から障がい福祉サービスについて出前講座の要望がありました。講座で障がい福祉の各種サービスについて理解を深めるとともに、今後を見据え、障がい者を支える家族の不安解消に努めました。
4.各種活動の支援		健康増進やいきがい創出、交流活動を深めるため、障がい者のスポーツ活動の推進や生涯学習、文化活動の充実を図ります。	健康ふくし課	継続	B 福島県障がい者芸術作品展や福島県障がい者スポーツ大会に参加を希望する障がい者に対し、開催要項などを送付するなど、障がい者の文化・スポーツ活動の充実を図りました。